

『安全保障戦略研究』投稿規程

令和6年12月19日

安全保障戦略研究編集委員会編集委員長

1 目的・対象

1.1 『安全保障戦略研究』（以下、本誌）は、日本における安全保障に関する学術研究の発展及び国民への知識の普及に寄与することを目的として、防衛研究所が発行する、専門的な学術誌である。

1.2 本誌は、安全保障問題を、広く国際関係、法、政治、経済、理論、地域、歴史、技術、心理、情報などの観点から分析した研究を掲載の対象とする。

1.3 本誌は、[安全保障戦略研究の発行に関する達](#)（令和2年防衛研究所達第3号）に基づき、安全保障戦略研究編集委員会（以下、編集委員会）が編集上の責任を負う。

2 投稿の受付

2.1 投稿資格

2.1.1 本誌は、以下のいずれかの者からの投稿を受け付ける。

ア 大学院前期博士課程（修士課程）以上の在学学生、修士または博士の学位を有する者及び後期博士課程単位取得退学者で、安全保障に関わる研究に従事している者

イ 政府、国際機関、企業、非政府組織等で安全保障に関わる研究または実務に従事している者

2.1.2 共著の場合は、全ての執筆者が前記2.1.1を満たすことを要する。

2.1.3 編集委員会は、本誌への掲載が認められた投稿者に対し、投稿資格を確認する書類等を求めることができる。

2.1.4 広く掲載機会を確保するため、同一執筆者からの投稿は、同一巻に二度以上掲載されない。ただし共著の場合はこの限りではない。

2.2 投稿の主題、種別

2.2.1 本誌は、前記 1.1 及び 1.2 を満たす主題の投稿を受け付ける。

2.2.2 投稿の種別は「論文」または「研究ノート」とする。投稿者は投稿に際し、どちらの種別での投稿かを明示する。ただし、掲載が認められた場合、種別についての最終的な判断は編集委員会が行う。

2.3 投稿の内容

2.3.1 投稿は未公表のものに限る。他媒体との二重投稿は認められない。

2.3.2 投稿は日本語で執筆されるものとし、原則として 20,000 字を上限とする（注・図表を含む）。投稿者は別途、日本語で 400 字以内の要旨を作成する。

2.3.3 投稿の内容は単独で完結していることを要する。次号以降に続くことを前提とした投稿は受理されない。

2.3.4 投稿は MS ワード形式で電子的に作成されたものとする。手書き原稿での投稿は受理されない。

2.3.5 投稿者は投稿の様式について、「[執筆要領](#)」の定めに従うものとする。

2.3.6 公正な審査のため、投稿者は投稿内において執筆者名及び執筆者が識別され得るような表現（例：「拙著」）を用いてはならない。

2.3.7 前記 2.3.6 は共著の場合にも適用される。ただし、掲載が認められた場合は、校正の際に代表執筆者を明示するとともに、各執筆者がどの部分を執筆したかを表記するものとする。

2.4 投稿の期限

2.4.1 投稿は随時受け付ける。

2.4.2 掲載が認められた場合、投稿時期の早いものから本誌に掲載することを原則とするが、掲載時期についての最終的な判断は編集委員会が行う。

2.5 投稿の送付要領

2.5.1 送付物は以下のとおりとする。

- ・ 投稿のファイル
- ・ [応募票](#)（所定の様式に記入したファイル）

2.5.2 送付物には「表題＋（種別）＋投稿日」のようにファイル名を付すものとする。以下に例を示す。

米大統領選挙と同盟関係（論文）2020.05.14.docx

米大統領選挙と同盟関係（応募票）2020.05.14.docx

労働新聞の論調変化（研究ノート）2020.04.09.docx

2.5.3 投稿者は前記 2.5.1 の各ファイルを添付した電子メールを、後記 2.5.6 の宛先に送付する。物理媒体（FD、CD・DVD、USB メモリ・メモ리카ード等）での提出は受理されない。

2.5.4 編集委員会は投稿の受領後 10 日以内に、投稿者に対し電子メールで受領確認の連絡を行う。その際、投稿に形式上の不備や投稿資格に関する不明点等がある場合、委員会が必要に応じ投稿者に修正や追加の情報提供を求めることがある。

2.5.5 投稿者は、前記 2.5.4 の連絡がない場合、後記 2.5.6 に問い合わせを行うよう要請される。

2.5.6 宛先・問い合わせ先

防衛研究所内 安全保障戦略研究編集委員会

住所：〒162-8808 東京都新宿区市谷本村町 5 番 1 号

電子メール：security_strategy■ext.nids.mod.go.jp（※■を半角の@に変更）

3 投稿の採否

3.1 投稿の審査

投稿は、「[査読規定](#)」に基づき、編集委員会及び匿名の査読者 2 名以上による審査を受ける。その際、本「投稿規程」、「執筆要領」への準拠、学術上の有意性及びオリジナリティ、方法論・史資料の妥当性、本誌の発行目的との適合性等の観点から、投稿の検討を行う。また、査読に当たっては、予断を排し客観性を保つため、査読者に対しては執筆者の氏名を伏せて依頼し、執筆者に対しても査読者の氏名を通知しない。

3.2 審査の結果

編集委員会は、査読者による判定に基づき、最終的に掲載の可否を決定する。

3.3 審査結果の通知

編集委員会は、前記 2.5.4 の受領確認から原則として 3 カ月以内に、審査の結果を「掲載可」「条件付き掲載可」「掲載不可」のいずれかとして電子メールで投稿者に通知する。「条件付き掲載可」の場合、投稿者は、編集委員会が示す期間内に、委員会が示す条件を満たした修正稿を提出することとする。「掲載不可」の場合、編集委員会はその理由を付して投稿者に通知する。

4 校正

4.1 本文校正

掲載が認められた原稿について、本文及び要旨の執筆者による校正は 2 回（初校、再校）とし、変更は原則として誤字等表記上の不備の訂正に限るものとする。編集委員会との相談なく執筆者が内容の変更に関わる加筆・修正を行った場合、編集委員会は当該修正を認めず、あるいは掲載を中止することがある。

4.2 図表校正

図表については、投稿された原稿でのイメージをそのまま使用することを原則とするが、印刷製本時の可読性その他の理由から、編集委員会が必要と判断する場合、委員会と執筆者が相談の上で、修正・再作図等の作業を分担して行うものとする。

4.3 英文表題・要旨

掲載が認められた原稿について、執筆者は氏名の英語表記、英文表題及び 200 語以内での英文要旨を作成し、指定された期限までに編集委員会に提出する。当該英文について、編集委員会は原則として手直しを行わないため、執筆者が必要と判断する場合は自己の費用負担により校閲（ネイティブチェック）を手配・実施するものとする。

5 英語版への掲載

編集委員会は、本誌に掲載された論文及び研究ノートの中から委員会が選定したものについて、執筆者の同意を得た上で、翌年度に刊行する『安全保障戦略研究』英語版に翻訳掲載することができる。翻訳作業は編集委員会の手配により行われるが、校正は執筆者が行うものとする。

6 費用

投稿者は、前記 2.1.3、同 4.3 の例及び、電子メールやファイルの送受信、電話・FAX 等の通信のために自己が負担する費用を除き、投稿の審査、校正及び掲載のために費用負担を求められない。編集委員会は、投稿が掲載された執筆者に対し原稿料を支払わないが、掲載

誌及び抜き刷りについては、執筆者との相談により、一定部数を無償で提供する。

7 著作権

7.1 掲載された投稿の著作権は投稿者に帰属する。ただし、投稿者は編集委員会が本誌（英語版を含む）を冊子及び電子的な形態で配布・発信するために必要な複製権、翻訳・翻案権、公衆送信・伝達権を防衛研究所に譲渡するものとする。投稿者はこの配布・発信に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

7.2 前記 7.1 は、投稿者が、本誌が刊行されてから 1 年後以降に、初出が本誌であることを明示した上で、掲載された投稿の全部または一部を複製あるいは翻訳して利用することを妨げない。それより前においては、事前に編集委員会に申し出て了承を得るものとする。

7.3 投稿者は、投稿に際し、他者の著作権を侵害しないよう留意する。投稿（図表を含む）内で他者の著作物を利用する場合、必要な処置は投稿者の責任で行うものとする。

8 研究不正への対応

8.1 防衛研究所に勤務する職員が本誌に投稿し、掲載された論文または研究ノートに関して、[防衛研究所における研究活動に係る不正行為の防止等に関する達](#)（平成 27 年防衛研究所達第 2 号。以下、研究不正達）第 6 条に基づき「研究活動に係る不正行為」（研究不正達第 2 条（2）に規定する研究活動に係る不正行為をいう。以下同じ）の通報があった場合には、防衛研究所は、研究不正達に基づき所要の調査及び研究活動に係る不正行為に関与した投稿者の所属及び氏名を含む調査結果の公表等を行う。

8.2 防衛研究所に勤務する者以外の者が本誌に投稿し、掲載された論文または研究ノートについて、研究活動に係る不正行為に関する情報提供があった場合には、防衛研究所は、防衛研究所に勤務する者に準じた手続きにより所要の調査及び研究活動に係る不正行為に関与した投稿者の所属及び氏名を含む調査結果の公表等を行う。

8.3 前記 8.2 による調査の対象となった論文または研究ノートの投稿者は、当該調査の実施に関し、防衛研究所から必要な協力を求められた場合には、誠実にこれに協力するものとする。

9 個人情報の取り扱い

編集委員会が投稿によって得た投稿者の個人情報は、投稿の審査、本誌の編集・刊行、及び刊行後の執筆者及び読者からの問い合わせ対応等の連絡に必要な範囲内で、編集委員会

メンバー及び事務担当者間で利用され、共有される。当該情報は防衛研究所行政文書管理規則に基づいて管理され、所定の期間保存される。

改訂履歴

令和2年5月29日 初版

令和4年3月25日 改訂（2.5.6 電子メールアドレスの変更、3.3 参照条文番号誤りの修正、4.1 用語の統一）

令和6年12月19日 改訂（2.1.4 同一執筆者による掲載頻度の変更）